

## 新居浜市環境審議会 議事録

- 1 開催日時 平成21年8月7日(金) 10:00～11:00
- 2 開催場所 市役所5階大会議室
- 3 出席者 委員15名(高見委員、神野委員、横井委員、酒井委員、矢野委員、星加委員、曾我部委員、倉本委員、丹生谷委員、山崎委員、神岡委員、岡山委員、青木委員、原委員、眞鍋委員)  
事務局5名(加藤部長、岡課長、小松技幹、安藤係長、松井主任)
- 欠席者 委員4名(大橋委員、竹之内委員、田坂委員、畑田委員)
- 傍聴人数 3名(うち2名取材)
- 4 会議内容 (1) 委員委嘱  
(2) 会長、副会長選任  
(3) 諮問・審議事項  
『公害防止協定の見直し』について
- 5 議事録

課長	<p>それでは、定刻が参りましたので、ただ今から、新居浜市環境審議会を開会いたします。</p> <p>本日は15名の委員のご出席をいただいておりますので、環境審議会規則第5条の規定により、本会が成立していることをご報告いたします。なお、進行の都合上、審議に入るまでの間、事務局の私、岡が会議の進行を務めさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>まず、始めに、市長からご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>《市長挨拶》</p>
課長	<p>ありがとうございました。続きまして、委嘱及び会長、副会長の選出に入ります。まず、委嘱状をお渡ししたいと思います。委員を代表いたしまして、新居浜市工業高等専門学校の高見委員に委嘱状をお渡しさせていただきたいと思っております。お手数をおかけいたしますが、高見委員、前にお出でいただけますか。</p> <p>それでは、市長、よろしくをお願いいたします。</p>
市長	<p>《委嘱状交付》</p>

課長	<p>高見委員、ありがとうございました。お席にお戻りください。</p> <p>委員の皆様には、8月1日より、3年間、環境審議会委員としてご意見をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、会長と副会長の選出に入ります。委員の皆様には、本日、初めての会議ですので、自己紹介として、高見委員さんから時計回りに簡単に、所属とお名前をお願いできればと思います。</p> <p>《自己紹介》</p>
課長	<p>ありがとうございました。事務局職員の紹介もさせていただきます。</p> <p>《自己紹介》</p> <p>それでは、会長と副会長の選出に入ります。新居浜市環境審議会規則第4条では、「会長及び副会長は、委員の互選により定める」と規定されておりますが、いかがいたしましょうか。どなたかご推薦等ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>会長には、連合自治会の星加委員さんが適任だと思いますので、星加委員さんに会長をお引き受けしていただきたいと考えます。また、副会長には、産業廃棄物協会の酒井委員さんが適任と思いますが、いかがでしょうか。</p>
課長	<p>先程、会長に、星加委員さん、副会長に酒井委員さんの推薦がありました。外にどなたかご推薦はありますか？</p> <p>外にないようですので、会長は、星加委員さん、副会長は、酒井委員さんをお願いするということがいかがでしょうか？</p> <p>《異議なし》</p>
課長	<p>それでは、星加委員さんに会長を、酒井委員さんに副会長をお願いしたいと思います。会長、副会長が決まりましたので、会長、副会長にはこちらの席に移動していただき、挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>《挨拶》</p>
副会長	<p>《挨拶》</p>
課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、市長から「公害防止協定の見直し」について諮問させていただきます。</p>

市長	<p>新居浜市環境審議会 会長殿、『公害防止協定の見直し』について（諮問） 昭和47年及び平成7年に住友関係各社と締結した公害防止協定の見直し案について、貴審議会の意見を求めます。（会長に諮問書を手渡す。）ご審議、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>大変申し訳ございませんが、市長には、次の公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。これからは、星加会長に議事の進行をお願いいたします。星加会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>先ほど、市長より、「公害防止協定の見直し」について、環境審議会の意見を求めたい旨の諮問がございました。</p> <p>公害防止協定は、皆様ご案内のとおり、環境法令や愛媛県の公害防止条例を補完し、市民の日常生活における安全・安心を確保する上で大切なものでございます。</p> <p>市長から示されました見直し（案）について、皆様のご意見をお伺いし、環境審議会として意見を取りまとめ、市長に答申したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事前に事務局から、見直し（案）が届いていると思いますが、本日は、事務局から概要説明を受け、ご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局、見直し（案）について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《見直し案説明》</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、見直し（案）について、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思いますが、その前に確認しておきたいのですが、今回の協定を締結するのは何社とするのですか。</p>
事務局	<p>現在の公害防止協定を締結している住友5社と新たに3社を加えて8社と締結したいと考えております。</p>

	<p>愛媛県の公害防止条例の指定工場と水質や大気の特定期間のある事業所ということで見直しをして、住友化学、住友金属鉱山、住友共同電力、住友重機械工業、日本エイアンドエル、住友重機械ハイマテックス、日本キッチン、新居浜電子と締結することを考えています。</p>
会長	<p>他にも協定があったと思いますがいかがですか。</p>
事務局	<p>今回は、水質汚濁防止法や大気汚染防止法などの特定工場や県の公害防止条例にかかる指定工場がある事業所と締結するという ことで見直しているの、今会長がおっしゃったところとの協定も ありますが、これからも締結する必要があるのかということも含め て、検討していく予定です。</p>
会長	<p>住友重機さんとかは今日、来られていないですが、よろしいので すか。</p>
事務局	<p>締結する皆さんとは、今まで5回協議させていただいて、これで よいという確認をさせていただいております。今回は、化学さんと 鉱山さんは委員さんということで出席していただいておりますが、 その他のところには、確認をさせていただいております。</p>
会長	<p>わかりました。化学さんとか鉱山さんとか事業所には厳しい協定で あると思いますが、皆さんご意見お願いいたします。</p>
委員	<p>16番の（協議）というところでは、毎年1回見直しを行うという 条文は新しい協定では除いたということですが、決まりきったこと でも明記するのが協定ではないですか。</p>
事務局	<p>法の基準が変わったときには見直しをしないといけないというこ とで毎年見直しをするということにしていたんですが、今回新たに、毎 年報告を毎年いただくことにしているの、この部分はいらないと判 断いたしました。</p>
委員	<p>第14条の温室効果ガスの排出抑制とありますが、どのような形で</p>

	<p>どんなことをするのか教えてください。</p>
事務局	<p>事業所には、温暖化防止対策、規制基準値や環境に配慮した活動を環境保全計画書の中に盛り込んで提出してもらうことにしており、またそれに対する実施状況も報告してもらうようにしているので、事業所での活動はそれで確認できるようになっています。どういうことをするのかは、各事業所で決めていただくようにしています。</p>
会長	<p>何かサンプルでもあったらよいので、お願いしておきます。</p>
委員	<p>No. 18（現協定第6条 工場作業者の公害防止）、No. 19（同第11条 被害の補償）を削っている理由は何ですか。</p>
事務局	<p>No. 18の「工場作業者の公害防止」については業者に関し公害が発生した場合というのは、第10条の事故時の措置に含まれると判断しています。</p> <p>平成14年に新居浜市は環境基本条例を作り、その中に必要があれば環境保全協定を締結することができるというのがあります。地球全体の環境保全という観点から新しい協定を作っていますので、「公害」という言葉をできるだけ取り除いております。特定の事業者が排出するもので公害が起こることが問題でしたが、現在は加害者が明確ではなく、市民も含めて地球温暖化防止に取り組むということに変わってきております。</p> <p>環境基本条例のパンフレットはお手元の封筒にある、第13条が協定の締結というところになります。</p> <p>協定の「基本姿勢」の中にも環境保全条例、環境基本計画、環境保全に関する法令等遵守し、とありますので、それでちゃんとやっているということになります。</p> <p>委員さんがおっしゃられたように、工場で作業される方も従業員ということで、第7条に組織の整備や環境の教育や研修をしていただくということにしておりますのでそれに含むと解釈していただけたらと思います。</p> <p>乙は自分のところの従業員でない方にも責任を持ってということでも解釈していただけたらと思います。</p>

会長	19番もどこかに含まれるのですか。
事務局	<p>被害の補償について、特に含まれる条文があるわけではありませんが、ここでは環境に関する協定を結ぶので、その趣旨にはそぐわない内容だと考えております。被害といっても環境に関することだけではないし、もし、事故が発生してそれに対する補償となれば、第10条事故時の措置を適用することになるのではと考えます。</p> <p>企業は法基準よりも相当厳しい数値で監視してきているということがあり、公害ということが法基準の中からは出てくる可能性が低いということから、公害という視点から環境保全という視点に変えたいということで、公害というところをのけていったということです。</p> <p>被害の補償について、特に協定を結ばなくても、会社としては対応しなければならない、ごく当たり前のことなので、今回ははずさせていただいているということで、被害が事故になるのであれば第10条の事故時の措置もありますし、被害を苦情ととらえた場合は第11条で対応することになりますし。事故時は協定になくても、市も立ち会い、会社としては当然きちんとした事務をしていただくということになっているので、今回ははずさせていただきました。</p>
会長	補償は民事や刑事の問題ということですね。
事務局	はい、協定を結んでするようなものではないと判断しています。
会長	そういう解釈でいいですかね。他には。企業側の意見を聞きたいのですが、いかがですか。
委員（企業）	当該の事業者なものですから・・・新居浜市とは5回くらい協議させていただいて、できる限り協力しましょうということでこれだけのものになりました。
会長	環境保全協定というのは全く新しい項目だと思うのですが、多少、中ではこういうものは作っていると思いますが外部的にはよく考えて作らないといけないかと思えます。

委員（企業）	<p>さきほどの委員と同じ意見になりますができるだけ協力していくと・・・。昨今一部の排水に関しては公開するのが当たり前となっていますし、他の市町村でも、計画書或いは報告書を出すということになっていますので、我々もできるだけ協力していくというスタンスで考えています。</p>
委員	<p>公害防止の観点から環境という形に変わっているので、取り組みとしてはいろいろ考えていかないといけないと思いますが、温室効果ガスの観点から（新居浜市環境基本計画・環境保全行動計画など）削減目標とかいろいろでていますが企業側としてのものは何もないのですね？市役所の事務の中でやるということで。産業側として目標というものはないですね。</p>
事務局	<p>温室効果ガス削減の方は、省エネ法の関係で1パーセント削減ということではありますが、今回は、企業は努力されているがそういったこと以外にも排出抑制につながるような取り組みをしていただきたいということで、この条文を設けさせていただきました。</p>
会長	<p>他にこういったことも追加しておけばよいというようなこともありましたらお願いします。</p>
委員（企業）	<p>企業として、法に則って産業廃棄物の処理をしております。特に意見はございません。</p>
委員	<p>No.10のところの情報の公開のところ、新居浜市情報公開条例に基づいて公開するということがありますが、その前のところで、立入検査によって知り得た機密を漏らしてはならない、とういところの関係がよくわからない。</p>
事務局	<p>情報公開と申しますのは、計画とか結果を報告していただくようになっておりますのでそれらは情報公開条例に基づいて公開ということにしております。立入検査によって知り得た機密というのは、工場の機密になるようなものは公開してはならないということです。事故があったら公開は会社の方からマスコミを通じてあると思います</p>

	<p>が、それ以前にということも含めて、こちらの方から他にもらすことのないようにということにしております。会社から出されたものにつきましては、条例に基づいて、皆さまから請求があったときには公開させていただくということになります。</p> <p>生産活動や技術的な守秘義務といったことは報告書にだされることがありますが、それらについては公開しないということです。情報公開条例には、そういったことが明記されており、出せない情報というのがありますので、それらは公開できないということです。</p>
会長	<p>立入検査した結果はプライベートではいけない、オフィシャルでとなると、新居浜市情報公開条例に基づいてということになるということですね。</p>
委員	<p>昔のことですが、No.18のこと第6条のところですが、昔のことを知っているの、ちょっとひっかかってました。工場で生産されるもので、操業にかかる事故でなく、会社が生産した製品にかかる事故がおこった、会社が隠してたというのではないがそのことについて説明書に触れてなかった、そのことが事故になったらどうなんだろう、ということが気になって。</p>
事務局	<p>製造品の問題、製造者責任それは別の法律、PL法と思います。今回は環境保全、地球環境という視点でやろうとしている協定なので、また別の消費者との問題ということになります。</p>
委員	<p>昭和40年代を知る人間としては、公害という言葉が消えて、環境保全という言葉に変わるというのは、時代が変わるということを実感します。</p>
副会長	<p>皆さんISOの14001というのをご存知だと思いますが、協定を結ぼうとしている皆さんは、相当厳しいISOをやっているの、各社に冒頭の全貌をインターネットで検索して読んでもらった、協定にあるようなことは、もっと厳しくなって取り組んでいますのでそのあたりを信頼してやってもらったらと思います。</p>

会長	市長へ答申するのはいつぐらいですか。
事務局	ここで議論して皆さんの意見をまとめて、会長、副会長と事務局と相談して答申書を一任していただくという方向で、この協定が最終的に賛成か手直しが必要か決めていただけたらと思います。
会長	審議会の開催は、2回も3回もできないですね。
事務局	どうしてもここは直さないといけないというところがあれば、もう一度会を開くことは可能ですが、これで意見をつけてご承認いただけたら、今後議会も説明をして最終、10月の頭頃に締結できればと考えております。
会長	今まで住友各社さんともすり合わせしてきているということなので、付け加えないといけないというようなことがあればお受けします。特にございませんようでしたら、諮問事項については意見も出尽くしたようですので、出されたご意見をとりまとめて審議会の意見として答申書を作成して市長に提出したいと思います。私と副会長が代表として一任させていただいてよろしいでしょうか。
	《異議なし》
会長	ありがとうございます。 答申書につきましては、委員の皆さんに後日郵送させていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。委員の皆様にご了解いただきましたので、酒井副会長とともに審議会の代表として、市長に答申させていただきます。 委員の皆様には、長時間に渡りご審議いただき大変ありがとうございました。本日の審議会は、これをもちまして、閉会いたします。本当にありがとうございました。